

報告第7号

## 専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月19日提出

幸手市長 木村純夫

## 専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和2年5月14日

幸手市長 木村純夫

### 記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○

2 事故の概要

令和2年3月6日午後1時24分頃、幸手市中4丁目11番8号地先の交差点で、職員が運転する公用車で徐行して進入した際に、前方左側から直進横断しようとした相手方車両の右側面と、当方車両の前面部が接触したものである。

3 損害賠償額

金418,266円

上記金額の内訳（合計に責任割合90%を乗じたものとする。）

金 銭 賠 償 464,740円

合 計 464,740円